

## スウェーデンの社会保障と所得再分配

飯野 靖四

---

### ■ 要約

スウェーデンの社会保障は完全雇用社会におけるセフティネットとして位置づけられており、社会保険と税によるサービスがその中心である。そしていずれの社会保障からも漏れた人を対象にするのが社会援助(公的扶助)である。

スウェーデンではある一定額以上の所得があれば、それ以上稼ごうとしないで自分の時間を持つとする人が多い。それが65歳定年より前の段階で退職する人が多いのと、医師が開業しないで公務員として働く大きな理由である。

スウェーデンにおける可処分所得の格差は世界でも2番目に小さい。それはそもそも総所得の格差がそれ程大きくない上に、社会保障給付によって大きく所得格差が是正されるからである。スウェーデンの所得税は国税、地方税とも基本的に比例税であって、社会保障のための資金集めの役割に徹しており、所得格差の是正効果は社会保障給付ほど大きくない。

### ■ キーワード

セフティネット、社会保険、所得再分配、ジニ係数

---

### 1. スウェーデンの社会保障と平等主義

スウェーデンは福祉国家として世界的に有名であり、わが国でもその福祉水準の高さは羨みをもっていろいろと紹介されている。例えばスウェーデンではすべての労働者は少なくとも5週間の有給休暇の権利が与えられているとか、またすべての子供の親は出産前後に少なくとも480日の有給休暇が与えられているとか、あるいはスウェーデンでは小学校から大学にいたるまですべての授業料が無料であるとかいったことである。しかしスウェーデン社会の基本目標はそのような「高い福祉水準を維持すること」ではなくて、「すべての働ける人が気持ちよく働き、困ったときには助け合うような公平な社会を作り上げること」である。したがって国の最重要課題はすべての住民に気持ち良く働ける機会と場所を提供すること、つまりハイレベルの

完全雇用を維持することである。社会保障はそのような社会において、たまたま病気や怪我、あるいは老齢、出産・育児などで一時的ないし永久に働けなくなったときに、失われた所得を補償して従前の生活水準を保障し、すみやかに一般生活への復帰ができるのを助ける目的でおこなわれるのであって、要するにスウェーデンの社会保障は完全雇用社会におけるセフティネットとして位置づけられているのである。

このような社会保障を含めた社会制度全体の基礎に流れている共通の思想は「平等」である。例えばスウェーデンの医療政策の基礎に流れている政策目標は「地方政府が公的に調達された資金によって、所得の多寡や居住地域、および社会的地位に関係なく、すべての人に平等に良質の医療を提供すること」である。従来はこの政策目標が頑

なに維持されて、国民は病院を選ぶことも医師を選ぶことも許されなかった。したがって国民は指示された病院に行って、病院の選んでくれた医師に診察してもらうしかなかった。しかし病院に行くたびに診察をしてくれる医師が違ふと医師との意思疎通がうまくいかないといったことが問題とされて、現在では病院も医師も自由に選ぶことが許されるようになった。とはいえ従来からの政策目標は現在でも基本的に維持されていて、医学的判断以外の理由による診察待ち順位の変更は許されていないし、また金持ちだけが助かるような医療は国内では許されていない。

年金についてもそのような政策目標が基本にある。というのは現在でこそ所得比例年金が導入されて年金額は従前の所得に比例するようになってきているが、以前は基礎年金たる国民年金だけしかなく、スウェーデンに居住するすべての高齢者に同額の年金が支払われていた。したがって新たに所得比例年金の導入が検討された時には大議論になって、ようやく、わずか1票差で導入が決定されたのである。1999年から導入された新しい年金制度においても保険料は自分の将来のために積み立てる年金部分(積立年金)と現在の高齢者に支払うための年金部分(賦課年金)を労使で負担することになったが、従来の基礎年金に代わるものとして、スウェーデンでの居住または勤続年数に応じてではあるが、最低保証年金が支払われることになっている。

また、例えば児童手当は親の所得の多寡に関係なく、すべての子供1人1人について同額の手当が(多子の場合には多子加算も)支払われている。

他方では、それらの社会保障をまかなうために、かなり累進度の高い所得税が課せられていた。税制の面からも平等を図ろうとしていたのである。しかしあまりにも累進的な税金は国民の勤労意欲を削ぐばかりでなく脱税ぎりぎりの節税も行われるようになって、1991年に世紀の税制改革が行われた。

その結果、国の所得税はごく少数の高額所得者に対してだけ課せられることとなり、大多数の納税者は地方税としての所得税だけを支払えばよくなった。とはいっても地方所得税は比例税で税率は30%を超えており、また低所得者に対してもほとんど控除がないばかりか、多くの社会保障給付金もその課税対象とされているので、決して勤労意欲を回復するまでには至っていない。

平等を目的とする税制の中で、最もそれを象徴する税として課せられ続けているのが財産税である。この税は徴税費と比べて税収がそれほど大きくないにもかかわらず、また不動産税が新たに導入されたので税としての意義を失っているにもかかわらず、相変わらず税による所得再分配効果を示すために現在でも残されているのである。

## 2. スウェーデンの社会保障の形態と所得再分配効果

スウェーデンの社会保障は多岐にわたっている上に、いろいろな形態をとっているので紹介の仕方はいろいろあるが、ここでは社会保障を形態別に分けてそれぞれの所得再分配効果について見てみよう。

### ① 看護、介護などのケア

この形態の社会保障はスウェーデンの社会保障の中核となっており、地方政府によって提供される医療、老人介護、児童保育などのケアがそれに含まれる。これらのケアの費用の負担について見てみると、受益者負担はごくわずかで、そのほとんどが地方税と国庫補助金によってまかなわれている。

受益者負担の部分は、ケアを利用するほど負担が重くなる仕組みがとられているが、そもそもケアの単価が安い上に個人負担額に上限が設けられているために、このケア部分の費用負担に関する所得分配効果はそれほど大きいとは言えない。それよりも、主たる財源とされている地方所得税が比例税なので、それによる再分配効果の方が大き

いと考えられるが、この税は低所得者といえどもほとんど控除が認められていないので、また低所得者に多く支払われる社会保障給付金もその課税対象とされているので、わが国で考えられるほど税の再分配効果は大きくない。

## ② 法律による保護

この形態の社会保障は、スウェーデンでの雇用や労働環境を良好に保つために法律で規定され実施されているものが多い。例えば労働者災害や職場での病気(精神的ストレスを含む)を予防するためにさまざまな施策を講じなければならないことが法律で細かく規定されており、また労働者が過労にならないように労働時間や休暇についても明確な制限が設けられている。また出産・育児、兵役などによる欠勤についても、その後出勤したときには従来通りの雇用が維持されるように法律で厳しく定められている。この形態による社会保障の所得再分配効果はないことはないが、一義的に測定し結論を出すことはむずかしい。

## ③ 社会保険による社会保障

本来、保険というものは不慮の事態が起こったときに備えてあらかじめ入っておくものであり、日頃から保険料を支払っていない人は保険による補償から排除されるのが普通である。我が国の社会保険も原則的にその保険原則を守り、社会保険料の納入をしない人は保険による補償から排除される。ところがスウェーデンの社会保険は社会保険料の大部分を雇い主が支払う(近年、年金保険料の一部を労働者が自己負担するように改正された)仕組みになっており、また労働者だけでなく住民全体を対象にしたいわゆる「所得保障」が中心となっている。というのは前述したように、医療、介護、児童保育などケアの費用のほとんどすべては社会保険料ではなくて地方税によってまかなわれているからである。もちろんスウェーデンにも健康保険がありその料金収入のほんの一部は診療費の支払いに使われているが、大部分は病気で欠勤し

たときに支払われる「傷病手当」(賃金の80%の額。ただし最初の2週間は雇い主から直接支払われるので「傷病賃金」と呼ばれている)の財源として使われている。また親が何らかの親としての役割を果たすために(例えば出産・育児に従事する場合、また子供が病気になったときや学校の父母会に出席するときなど)欠勤したときに「親保険」から賃金の80%に相当する額の所得が補償される。このようにスウェーデンの社会保険による社会保障は、原則として欠勤時の所得の80%が補償されるという形をとっている。ところが欠勤直前に所得がなかった人(例えば失業中の人や職業訓練を受けている人、またリハビリを受けている人)にも「傷病手当」が支払われることになっていて、それが所得の再分配を助ける役割を果たしている。ただこれらの社会保険からの給付金はほとんどすべてがほかの所得と合算され所得税の対象とされているので、高福祉高負担の源となっている。

## ④ 保育園、放課後教室、ホームヘルプなどのサービス

スウェーデンでは保育園、放課後教室、ホームヘルプ等のサービスが社会サービス法の規定に基づいて地方自治体によって提供されている。これらのサービスは一般に有料で提供されており受益者負担の原則が守られている。またサービスによっては所得に応じて料金が決められているが、いずれにしても非常に低額なので所得再分配効果云々を論じるほどではない。

## ⑤ 失業対策

スウェーデンでは国の最大の政策目標が完全雇用であるので、そのための政策に力が入れている。まず全国至る所に職業安定所があり、そこで求人と求職の斡旋が無料で行われている。また求職が易くなるように有給の職業訓練も行われている。これらの政策は低所得者の所得を下支えするという役割を果たしているが、職業訓練中の給与も課税対象とされている。

⑥ 価格統制

スウェーデンでは特に生活必需品の物価上昇が著しいときに政府によって価格の統制が行われることがある。例えば以前にミルク、肉等の価格の上昇が抑制されたことがあるがそれによって住民の生活水準を一定水準以上に維持することができた。その際にはミルク、畜産農家に対して補償金が支払われた。

⑦ ローンと補助金の提供

例えば若者や高齢者が教育を受けることができるように、ローンと補助金の提供が行われている。事実、一部の高校生と大部分の大学生およびごく少数の高齢者は、奨学金を国から借りて学校に通っている。授業料は原則無料なので、奨学金は主として本代と生活費にあてられている。奨学金の一部は返還不要の補助金であるが、残りの部分は利子をつけて償還しなければならない。

そのほか例えば有子家庭や若者そして年金生活者については、その居住環境を改善するために、住居の購入には住宅資金の貸し付けが、また住居を借りた場合には住宅手当が支払われている。住宅手当の額は借りた住居の家賃、借りた人の所得、有子家庭の場合には子供の数によって異なる。

⑧ 所得の移転

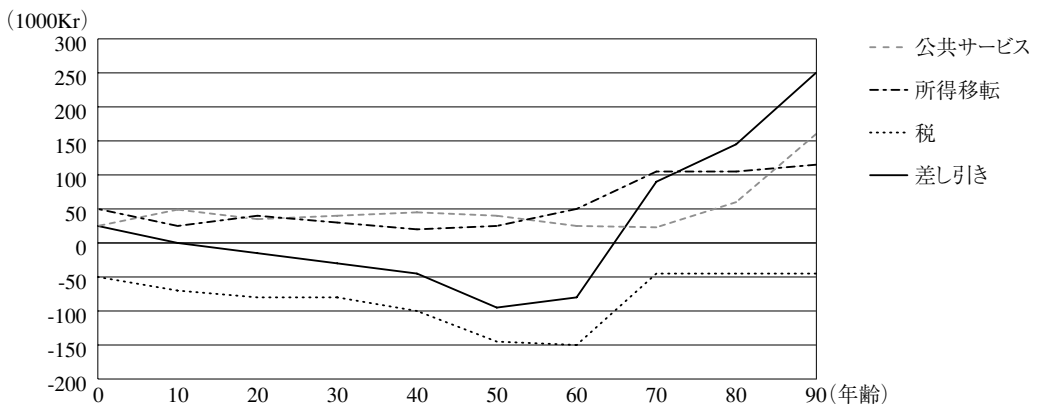
言うまでもなくスウェーデンの税、社会保険、社

会保障制度は所得再分配を押し進める役割を果たしている。その仕組みを通じて高所得者から低所得者へ、子供のいない家庭から有子家庭へ、健康な人から病気の人へ、勤労者から学生および年金生活者へ、所得が移転されている。例えば所得税の仕組みは高所得者から低所得者へ所得の移転を行うものとして機能しているし、児童手当は子供のいない家庭から有子家庭へ所得の移転を行うものとして機能している。この「所得の移転」と「社会保険」の機能の違いは極めて微妙である。例えば前述の最低保証年金は社会保険の一部であるが、勤労者から年金生活者への所得の移転でもある。

3. 生涯で見た税の負担と社会保障給付

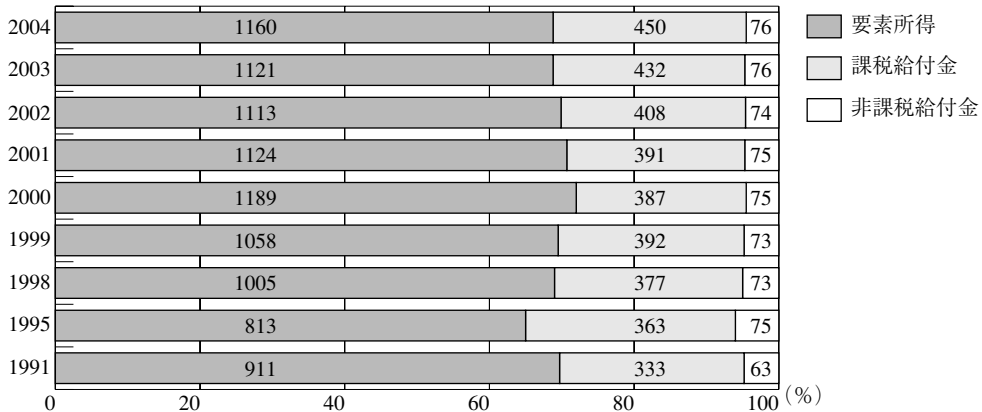
スウェーデン財務省は2005年にマイクロシミュレーションモデルを利用して平均的な住民が生涯において納付する税・料金と受け取る社会保障給付と公共サービスの額を、年齢別に計算した。その結果、住民が生涯において納付する税・料金の総額は1人当たり675万8000Kr(2003年価格。現在1Kr(クローナ)は17.5円)であった。この額は家計1人当たりで測られた額なので、中には法人課税分は含まれていない。

この住民が納付した税・料金総額のうち、約45%にあたる302万4000Krは、「その年のうちに



出典：SCB, "Välförd Bulletin" Nr.3 2005

図1 年齢別・税と社会保障給付



出典：SCB “Inkomstfördelningsundersökning” 2004

図2 家計所得の構成 (2004年価格、10億Kr)

それぞれ本人に(から)フィードバックされる」。すなわち「年金」や「傷病手当」などといった形で「所得移転」を受け取った場合には、それに対して課税されるので、その年のうちにフィードバックされる。また公共サービス(保育、教育、介護といったケアなど)は納税したその年に受け取ることができるので、やはり年内にフィードバックされる。さらに税・料金総額のうち約38%にあたる254万Krは、納税した年ではなくて生涯を通じて償還される。その主たる部分は年金である。残りの18%、つまり119万4000Krは納税した人からほかの人への純粋の所得再分配である。

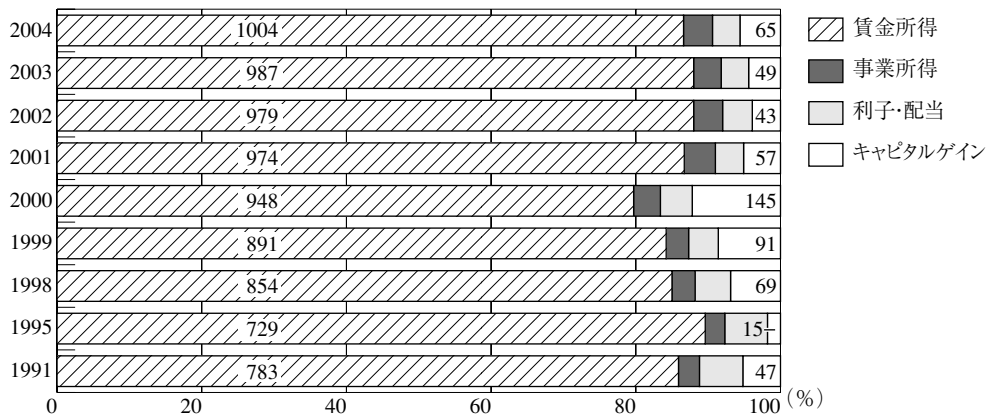
これらの関係を年齢別に示したのが図1である。「所得移転」と「公共サービス」の受取額から「税・料金」の納付額を差し引いた「差し引き」額は年金を受け取り始める65歳少し前までマイナスである。すなわちスウェーデンの平均的な家計では年金を受け取る年齢になるまで、公共部門との収支はマイナスということになる。また紙幅の関係で省略するが、男女の比較で見ると「差し引き」額は、女性の方が男性より全年齢を通じてマイナス幅が小さく、また男性よりも6歳ほど若くしてプラスに転じている。

#### 4. 家計所得

以上のように家計が公共部門から受け取る「所得移転」と「公共サービス」のうち、金銭的な「所得移転」だけを加えたスウェーデンの家計所得の内訳を、1991年以降について見てみると図2のようになっている。年によって若干の違いはあるが、おおむね家計所得の70%が賃金や資本所得などの要素所得で占められ、残りの30%が「所得移転」つまり社会保障給付金となっている。そして後者の社会保障給付金の内訳をみると、家計所得全体の25%程度が課税対象となる社会保障給付金、そして5%弱が課税対象とならない社会保障給付金となっている。このようにスウェーデンでは社会保障給付金の家計所得に占める割合が大きく、またその社会保障給付金のほとんどが課税対象となる所得とされていることが社会保障給付金の所得再分配効果を大きいものとしている。

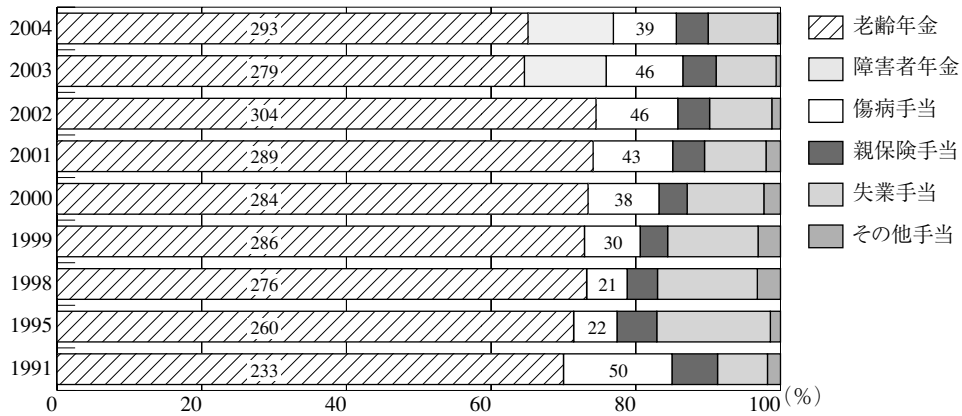
図2のそれぞれの所得項目についてももう少し詳しく示したのが図3、図4、図5である。

図3は「要素所得」の構成について示したものである。要素所得の大部分は賃金で、80%以上を占めている。残りの20%弱は事業所得と資本所得であるが、資本所得の中のキャピタル・ゲインの変動が著しい。後述するようにキャピタル・ゲインの占め



出典：SCB “Inkomstfördelningsundersökning” 2004

図3 要素所得の構成 (2004年価格、10億Kr)



出典：SCB “Inkomstfördelningsundersökning” 2004

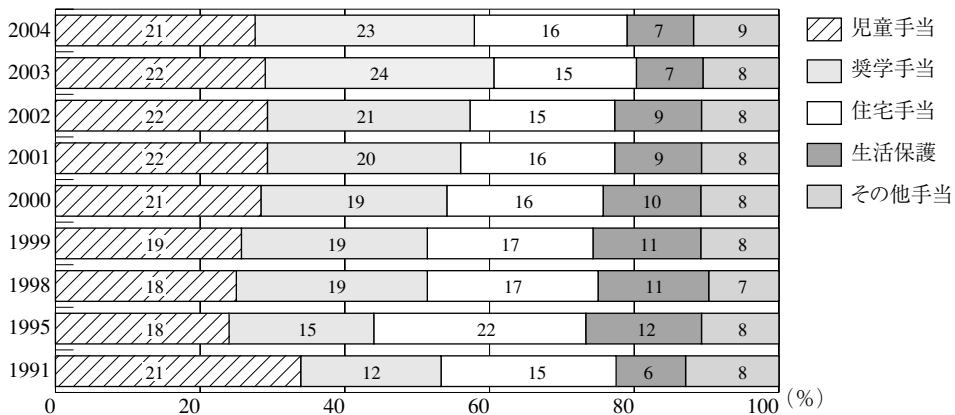
図4 課税給付金の構成 (2004年価格、10億Kr)

る割合が大きい年ほど所得格差は大きくなる。

図4は課税対象とされている社会保障給付金の構成を示したものである。課税対象とされている給付金の大部分は年金である。2003年以降、老齢年金が減って障害者年金が激増しているが、これは1つには年金制度の改革の結果、分類区分が変わったからである。失業手当は、3年連続してマイナス成長だった1991年～1993年をピークにして減ってきたが、近年減るペースが鈍ってきている。傷病手当は病気欠勤したときに支払われる賃金補償であるが、ずる休みの温床となっていると

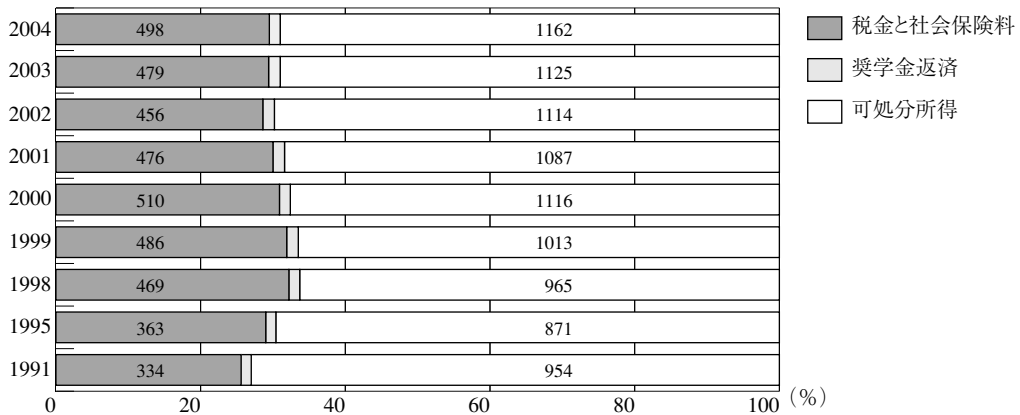
の批判が強まって近年審査が厳しくなったために受給者が減少している。しかしその分障害者年金の審査が甘くなったために、障害者年金の受給者が増えている。

図5は課税対象とならない社会保障給付金の構成が示されている。近年特に奨学金の占める割合が増えているが、それは政府の奨励もあって多くの学生が大学に行くようになったからである。この奨学金は、一部は非課税の手当であるが、残りは貸与なので卒業後利息をつけて返還しなければならない。



出典：SCB “Inkomstfördelningsundersökning” 2004

図5 非課税給付金の構成(2004年価格、10億Kr)



出典：SCB “Inkomstfördelningsundersökning” 2004

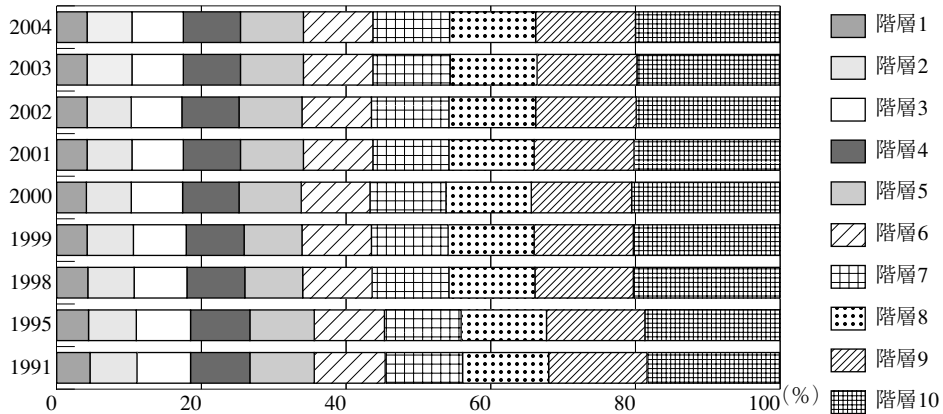
図6 税・社会保険料と可処分所得の割合(2004年価格、10億Kr)

以上のような家計所得から税・社会保険料などの負担を差し引いたものが可処分所得である。その関係を示したのが図6である。総所得の中に占める税・社会保険料の割合は、1990年代から少しずつ増えてきて現在は31%前後に落ち着いている。奨学金貸与部分の返済と扶養費立て替え払いの返済などは2%弱なので、残りの67%強が可処分所得となる。

このような可処分所得を持つ人達を低い方から順に並べ、それを10等分してそれぞれの階層の可処分所得の全体に占める割合を示したのが図7と

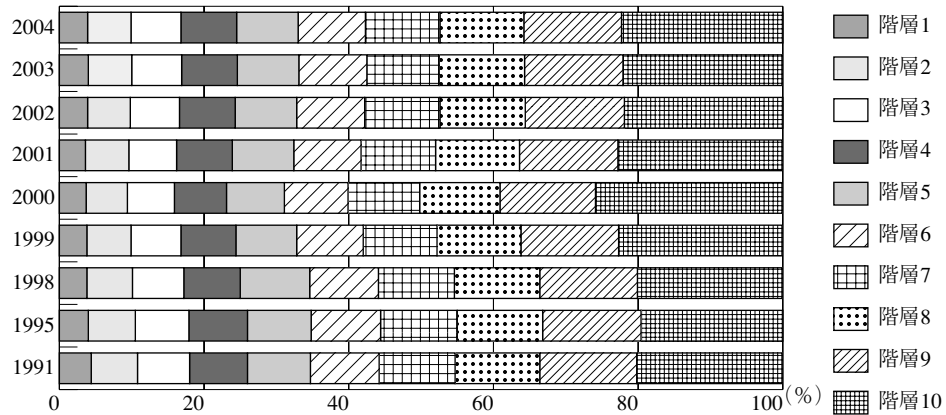
図8である。図7は資本所得を含まない場合の分配状態、図8は資本所得を含む場合の分配状態である。資本所得を含まない場合にはそれぞれの階層の分配状態はほとんど安定的であるが、資本所得を含むとそれぞれの階層の分配状態は大きく変動する。特に2000年には最高の所得階層の所得の占める割合がぐんと大きくなって不平等が拡大している。それは図3で示したように、2000年に要素所得の中のキャピタルゲインの占める割合が急に大きくなっているのと符合している。

図9には、スウェーデンの社会保障支出全体(棒



出典：SCB “Inkomstfördelningsundersökning” 2004

図7 所得階層別可処分所得の割合（資本所得を除く）



出典：SCB “Inkomstfördelningsundersökning” 2004

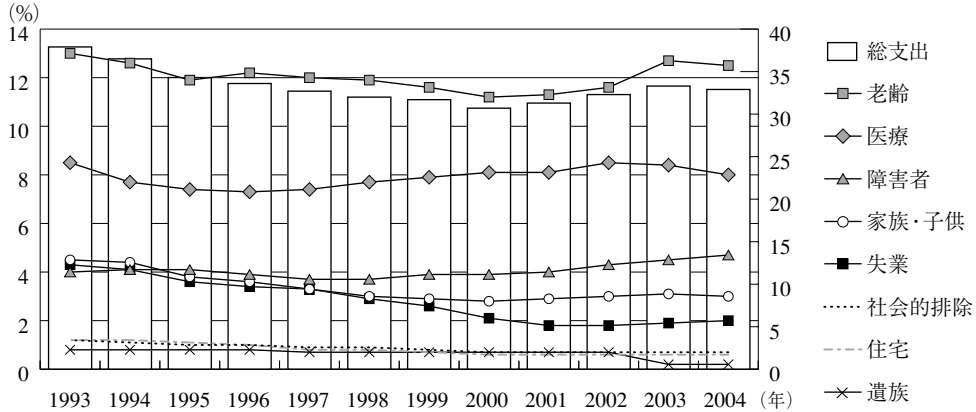
図8 所得階層別可処分所得の割合（資本所得を含む）

グラフ。右目盛り)とその支出項目(折れ線グラフ。左目盛り)の推移が、いずれも対GDP比で示されている。スウェーデンの社会保障支出は年によって若干の上下はあるものの、平均してGDPの35%前後で推移している。その中で最大の支出項目は高齢者向けの支出で、そのほとんどを高齢年金が占めている。2003年には高齢年金が本格的に新しい年金制度へ移行し始めたのに伴って新しい高齢者支援策が導入されたので支出が一時的に増加した。次に大きいのは医療関係への支出で、対GDP比で8%前後を占めている。障害者に

対する支援は「障害者支援法(通称LSS)」が制定されたのに伴って近年ますます充実してきている。それに対して、景気の回復に伴って失業者に関連する支出は減少してきている。

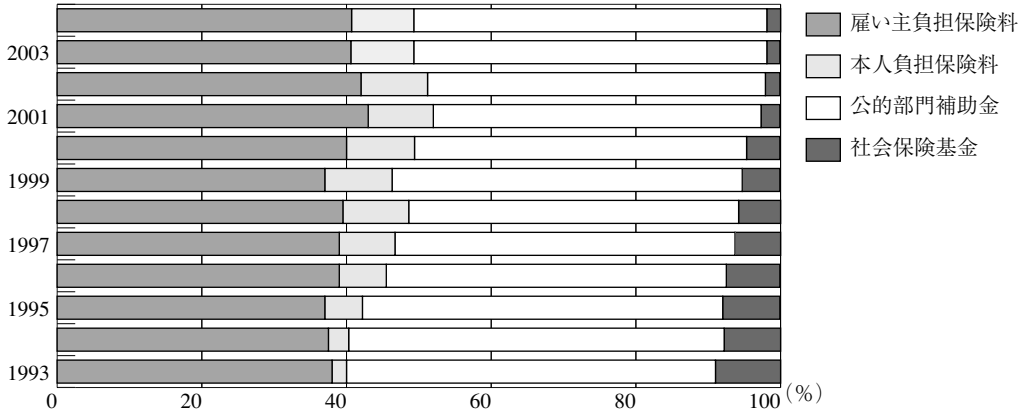
これらの社会保障支出は、雇い主負担の社会保険料収入、本人負担の保険料と料金収入、国および地方自治体の税金、社会保険基金の収益からの繰り入れの4つによってまかなわれている。その負担割合が図10に示されている。従来は、社会保障支出は雇い主負担の社会保険料、国および地方自治体の税金、社会保険基金の収益からの繰





出典：SCB “Utgifter for sociala skyddet” 各年版

図9 社会保障支出(対GDP比)



出典：SCB “Utgifter for sociala skyddet” 各年版

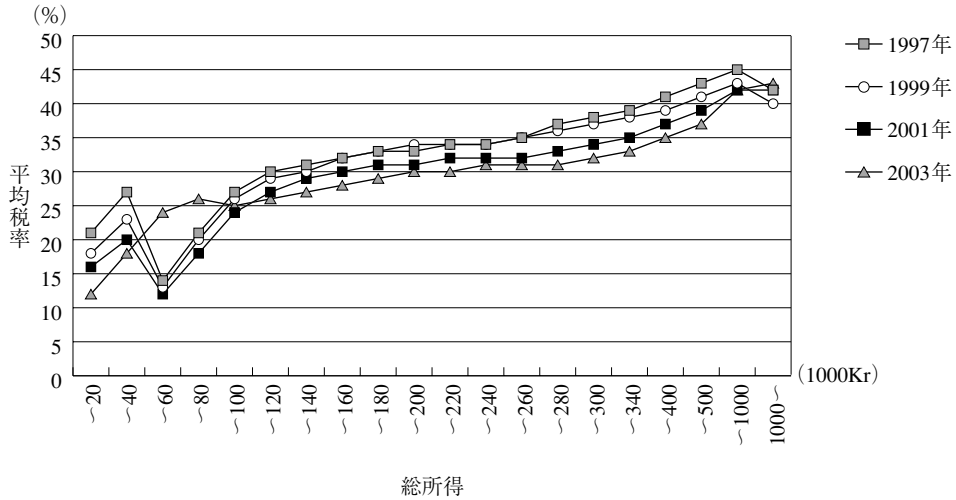
図10 社会保障支出の負担

り入れのみによってまかなわれてきたが、近年は、社会保険基金の収益からの資金が減って本人負担の社会保険料と料金収入の割合が増えている。

図11は1997年から2003年の所得税の実効税率の動きを1年おきに示したものである。2002年までの実効税率では4万Krから8万Krまでの所得について実効税率が一度落ち込んでいるが、それは1つには大多数の低所得者層の税負担を軽減するために、基礎控除がそのように設定されていたからである。しかし2003年以降基礎控除と年金所得の取り扱いが変更されて比較的スムーズな曲

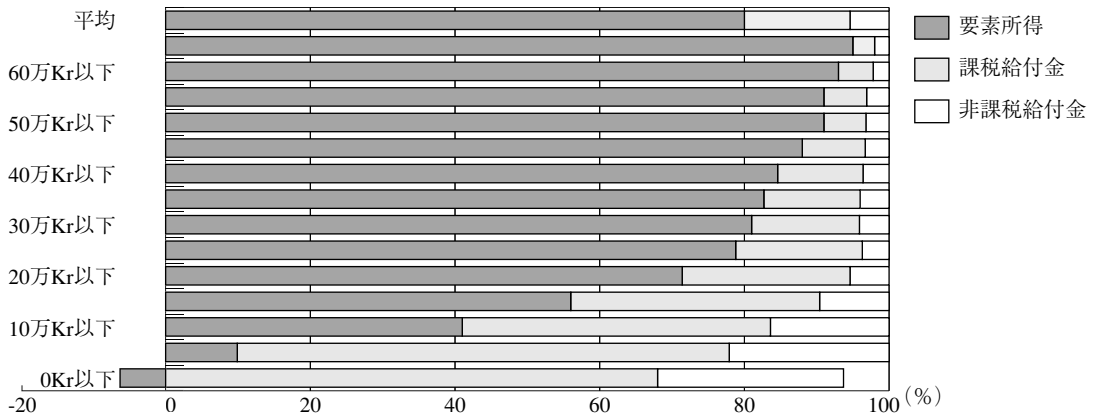
線になった。この実効税率のグラフを見る限り10万Kr以上の所得階層の人達の税負担率は30%から45%で軽い累進性が保たれている。これは比例税である地方所得税(平均税率31%)と国の所得税の影響がそのまま現れていると行うことができる。

今度は社会保障給付金による所得再分配の状況を所得階層別の総所得によって見てみると図12のようになる。低い所得階層ほど課税給付金と非課税給付金による収入が大きな割合を占めている(課税給付金と非課税給付金の内訳についてはそ



出典：SCB, “Statistisk årsbok för Sverige” 2006

図 11 所得階層別平均税率の動き



出典：SCB, “Inkomstfördelningsundersökningen” 2004

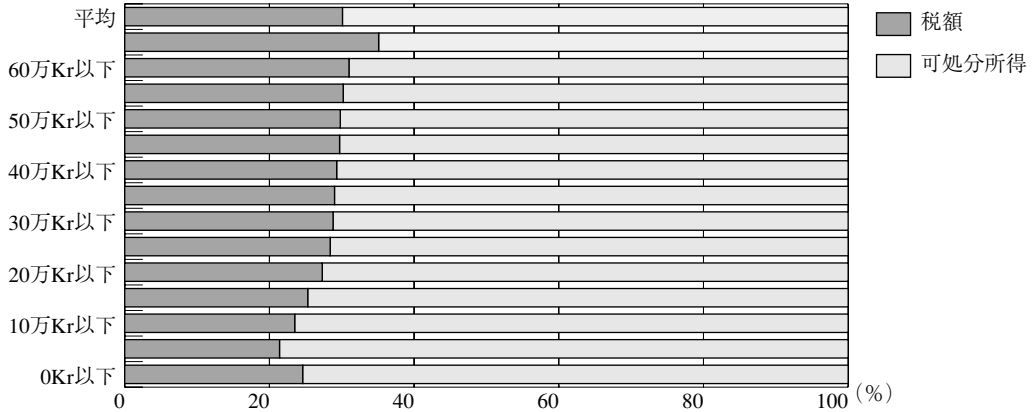
図 12 所得階層別総所得の割合 (2003年)

れぞれ図4と図5を参照)。ただ最低所得階層といえども課税給付金はかなり大きな割合を占めていて、しかも控除が非常に少ないので、ほとんどの人が納税者となっている。

それを示したのが図13である。図13には、そのような総所得に課せられる所得税と可処分所得の割合が所得階層別に示されている。もちろん所得の低い階層の所得税負担は小さいが、ほとんどの家計の所得税負担は平均30%に達している。

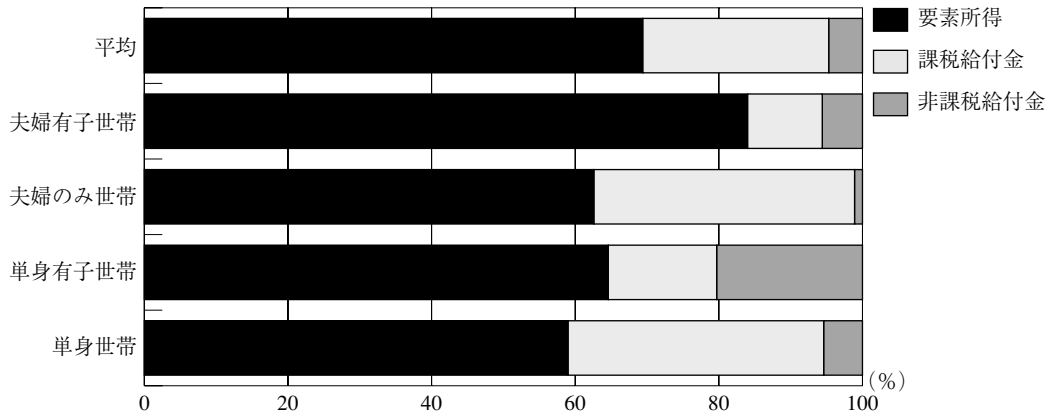
最後に、これらの家計の総所得を世帯の形態別

に見てみよう。図14には世帯の形態別の総所得の内訳が示されている。「単身世帯」と「夫婦のみ世帯」において課税給付金がとても多いが、その大部分は老齢年金である。他方では「単身有子世帯」において非課税給付金がとても多いが、それは児童手当を中心とした児童関連の給付金である。もちろん「夫婦有子世帯」においても同様に児童手当などが支給されているが、「単身有子世帯」よりも要素所得(主として賃金)がずっと多いために児童手当などの占める割合が小さくなっている。



出典：SCB, “Inkomstfördelningsundersökningen” 2004

図 13 所得階層別可処分所得の割合 (2003年)



出典：SCB, “Inkomstfördelningsundersökningen” 2004

図 14 世帯別総所得の構成 (2003年)

結局、単身有子世帯において児童手当などの児童関連給付金の果たす役割は非常に大きいですが、共稼ぎ世帯においてはそれらはそれほど大きな役割を果たしていないと言えます。

参考文献

SCB, “Välförd Bulletin” 各号  
 SCB, “Inkomstfördelningsundersökningen” 各年版

SCB, “Utgifter för det sociala skyddet” 各年版  
 SCB, “Statistisk åsbok för Sverige” 各年版  
 SCB, “Offentlig ekonomi” 各年版  
 Regeringens proposition, “Ekonomiska vårproposition” 各年版  
 Skatteverket, “Skatter i Sverige” 各年版  
 Folksam, “Vår trygghet” 各年版  
 “Social Handbok” 各年版

(いの・やすし 慶應義塾大学名誉教授)